

社会福祉法人 三幸福祉会  
指定通所リハビリテーション事業  
老人保健施設 清華苑養力センター  
(デイケアサービス 清華苑すいすい)

## 運 営 規 程

	目 次	頁
第 1 条	運営規程整備の目的	1
第 2 条	事業の目的	1
第 3 条	運営の方針	1
第 4 条	事業所の名称等	1
第 5 条	職員の種類、員数	2
第 6 条	職員の職務内容	2
第 7 条	営業日および営業時間	3
第 8 条	利用者定員	3
第 9 条	通所リハビリテーションのサービス内容	3
第 10 条	利用者負担の額	3
第 11 条	通常サービス提供地域	3
第 12 条	緊急時等における対応方法	4
第 13 条	非常災害対策	4
第 14 条	職員の服務規律	4
第 15 条	職員の質の確保	4
第 16 条	職員の勤務条件	4
第 17 条	職員の健康管理	5
第 18 条	衛生管理	5
第 19 条	守秘義務	5
第 20 条	苦情処理	5
第 21 条	虐待防止に関する事項	5
第 22 条	その他運営に関する留意事項	5
附 則		5



(デイケアサービス 清華苑すいすい)

- (2) 所在地 : 明石市大久保町大窪 3 1 0 7 - 5
- (3) 開設年月日 : 平成 1 0 年 5 月 1 日
- (4) 電話番号 : ( 0 7 8 ) 9 3 4 - 0 0 7 0 FAX 番号 : ( 0 7 8 ) 9 3 4 - 0 0 5 8
- (5) 管理者名 : 井本 しおん (施設長)
- (6) 介護保険指定番号 : 介護老人保健施設 ( 2 8 5 2 0 8 0 0 7 2 号)

### (職員の職種、員数)

**第 5 条** 当事業所に勤務する職種、員数は次の通りとする。必置職については法令の定めるところによる。(単位数 1 単位)

- |                     |   |                |
|---------------------|---|----------------|
| ① 管理者 (施設長、兼務)      | : | 1 名            |
| ② 医師 (管理者兼務)        | : | ( 1 名 )        |
| ③ 介護職員・看護職員         | : | 指定基準で定められた人員以上 |
| ④ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | : | 指定基準で定められた人員以上 |
| ⑤ 管理栄養士 (兼務)        | : | 1 名            |
| ⑥ 調理員 (兼務)          | : | 指定基準で定められた人員以上 |

### (職員の職務内容)

**第 6 条** 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所の業務に携わる業務従事者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状および心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画および通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。また、利用者およびその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査および残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (7) 調理員は、栄養士の指導のもと利用者の日々の食事を調理する。

### (営業日および営業時間)

**第 7 条** 当事業所の営業日および営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時50分から午後4時15分までとする。

### (利用者定員)

**第8条** 当事業所の利用者定員は33名とする。

### (通所リハビリテーションのサービス内容)

**第9条** 当事業所において提供されるサービスは、医師、理学療養士、作業療養士、言語聴覚士および当該利用者に関わる各職種の職員の協議によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、下記の必要なリハビリテーションに関するサービスを提供する。

- ① 理学療法、作業療法等による日常動作訓練或いは機能訓練
- ② 入浴サービスとして、通所リハビリテーション計画および利用者の身体の状態に応じて、一般浴介助もしくは特殊浴介助を行う。
- ③ 給食サービス
- ④ 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- ⑤ 健康チェック管理
- ⑥ 居宅および施設間の送迎

### (利用者負担の額)

**第10条** 利用者負担の額は、以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は、別に定める料金表（重要事項説明書）により支払いを受ける。
- (2) 食費、おむつ代、理美容代、行事費等、その他の費用等利用料は、別に定める料金表（重要事項説明書）により支払いを受ける。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

### (通常のサービス提供地域)

**第11条** 通常のサービス提供地域を下記のとおりとする。

明石市全区域、神戸市西区竜が岡・岩岡町・平野町、加古郡播磨町とする。

### (緊急時等における対応方法)

**第12条** 利用者が身体的病状の急変その他緊急事態が生じたときは、的確かつ迅速に応急処置をし、状況により、当施設の医師の診断により、協力医療機関等での救急治療或いは救急入院を行う等必要な措置を講ずるものとする。

## (非常災害対策)

**第 1 3 条** 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理責任者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検に際しては、防火管理責任者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、設備職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 所轄消防機関と連絡を密にし、防火教育および基本訓練の実施  
(消火・通報・避難) …………… 年 2 回以上
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練 …………… 年 1 回
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 …… 随時
- (7) その他必要な災害防止対策については、必要に応じ対処体制をとるものとする。

## (職員の服務規律)

**第 1 4 条** 職員は、関係法令および諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明瞭な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

## (職員の質の確保)

**第 1 5 条** 職員は常にその資質の向上に努めなければならない。

## (職員の勤務条件)

**第 1 6 条** 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人三幸福社会就業規則による。

## (職員の健康管理)

**第 1 7 条** 職員は、施設が行う年 1 回の健康診断を受診しなければならない。

## (衛生管理)

**第 1 8 条** 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的管理を十分

- 行い、必要な衛生上の措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒および伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的管理を行わなければならない。
  - 3 管理栄養士、調理員等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行うこと。

#### （守秘義務）

**第19条** 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由なしに、その業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を施設外に漏らしてはならない。本件に関し、当該職員が社会福祉法人三幸福社会に雇用されたとき、「守秘義務の誓約書」を法人に差し入れるものとする。なお当該職員が本規程に反した場合は、違約金を求めることがあるものとする。

#### （苦情処理）

**第20条** 提供した施設における生活介護に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決相談窓口等の体制を設け、苦情の内容を調査する等の必要な措置を講ずるものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

**第21条** 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### （その他運営に関する留意事項）

**第22条** 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額および苦情処理の対応について、施設内に掲示するものとする。

2 介護老人保健施設サービスに関連する政省令および通達並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人三幸福社会理事会役員会における協議に基づき定めるものとする。

## 付 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成15年7月17日から、第1、3、4、5、6、7、8、9、10、11、13、15、16、17条を変更して実施する。
3. この規程は、平成16年1月5日から、第5、8条を変更して実施する。
4. この規程は、平成17年4月1日から、第5、第6条(5)、第7条(1)、第9条、第10条(2)を変更し、第6条(8)を削除して実施する。
5. この規程は、平成17年10月1日から、第10条を変更して実施する。
6. この規程は、平成18年4月1日から、第2条を変更して実施する。
7. この規程は、平成27年5月1日から、第5条、第7条(2)、第8条を変更して実施する。
8. この規程は、平成27年5月1日から、第1条、第2条、第3条(1)、第4条(5)を変更して実施する。
9. この規程は、令和5年1月1日から、第4条、第5条を変更し、第21条を追加して施行する。